

## 規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第294号)
規制の名称	太陽光発電設備等及び津波避難施設に係る占用許可の新設
規制の区分	緩和
担当部局	国土交通省道路局 路政課
評価実施時期	平成31年3月29日
事前評価時の想定との比較	<p>(1)太陽光発電設備等について 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現は無く、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー発電の導入促進のため、民間事業者による太陽光発電設備等の設置環境の整備促進のため、引き続き、当該規制の緩和は必要である。</p> <p>(2)津波避難施設について 津波による浸水が想定される地域において、津波による被害を防止するため、地方公共団体等による津波避難施設の設置環境の整備促進のため、引き続き、当該規制の緩和は必要である。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	
(遵守費用)	直轄国道区間において、太陽光発電設備等は16件、津波避難施設は1件占用許可されており、占用許可を申請する際の資料作成等の費用が発生している。加えて、事前評価書において、記載されていなかった費用として、占用許可を受けて太陽光発電設備等又は津波避難施設を設置することに伴う占用料が発生しているが、いずれの費用も軽微であり、事前評価時の想定と大きな乖離はない。
(行政費用)	占用許可に当たり、新たな事務が発生するものの、発生した事務は既存の体制で処理されるため軽微であった。また、関係する基準等の設定に要する費用についても、国が負担することとなるが、基準等の設定・改定は頻繁に生じるものではないことから、事前評価時の想定と乖離はなかった。
(効果)	再生可能エネルギー発電の導入の促進及び地域住民等の津波からの一時的な避難場所の確保と道路構造の保全及び交通安全との調和が図られるという効果が発生しており、事前評価時の想定と乖離はなかった。
(便益(金銭価値化))	当該規制緩和について、金銭価値化は困難である。
(副次的な影響及び波及的な影響)	当該規制緩和による副次的な影響及び波及的な影響は発生していない。
考察	事前評価時に分析した通り、太陽光発電設備等及び津波避難施設の占用許可の創設により、費用の軽微であり、再生可能エネルギー発電の導入の促進及び地域住民等の津波からの一時的な避難場所の確保と道路構造の保全及び交通安全との調和が図ることができたと考えられる。今後も太陽光発電設備等及び津波避難施設の占用許可申請がなされると見込まれることから、引き続き当該規制緩和は必要である。
備考	